監査公表第9号

令和4年(2022年)9月29日

 札幌市監査委員
 藤
 江
 正
 祥

 同
 愛
 須
 一
 史

 同
 鈴
 木
 健
 雄

 同
 國
 安
 政
 典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について(令和4年9月7日付け札総第 1071 号)」が提出されましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、当該通知(写し)を別添のとおり、公表いたします。

令和4年(2022年)9月7日

札幌市監査委員 藤江正祥様

愛 須 一 史 様

鈴 木 健 雄 様

國 安 政 典 様

札幌市長 秋 元 克 広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

令和4年3月25日に報告を受けた令和3年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講 じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

- 監査結果報告年度 令和3年度
- 監査テーマ 消防事業に関する財務事務の執行

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘(要旨)、下段に指摘に対する措置(検討結果及び対応)を記載しています。

ア 「3.3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書130ページ】3.3.1(3)イ(ウ) 使用貸借契約書の貸主の誤り

私有地である神社の敷地内に防火水槽を設置するにあたり、使用貸借契約を締結するに際して、当該神社の氏子代表を貸主として契約書を作成した例が見られた。

神社の敷地は通常宗教法人が所有権者となっているものと考えられ、氏子代表が貸主となるのは不適切であると考えられるし、神社の敷地所有関係の実態とも乖離していると考えられる。

よって、宗教法人を貸主としてその代表者と使用貸借契約を締結すべきであり、その点是正すべきである。

本件は、私有地の使用貸借契約の締結にあたり、本来、所有権者である宗教法人の代表役員と契約 するべきところ、氏子代表と契約していたものであり、昭和 42 年の契約当初に、所有権者に関する認 識が浅かったことが原因と考えられ、契約の相手方が不適切な状態が継続していたものです。

ご指摘を受け、宗教法人の代表役員を貸主とした使用貸借契約を締結しました。

【報告書131ページ】3.3.1(3)イ(エ) 公有財産除台帳への適切な記載

公有財産除台帳は、公有財産の管理のための簿冊であり、その性質上当該財産の配置換えや処分等がなされた場合に適切に処分が実施されたことを記載する必要がある。

しかし、当該簿冊では、廃棄処分などをして公有財産から廃除された財産について、廃除の年月日の記載がなされていなかったり、そもそも廃除されたことが明示されていなかったり、適切な記載がなされていない箇所が多々存在している。

公有財産の廃除については、その理由や処分年月日などが適切に記載されていないと、後に公有財産の管理が適正であったかなどの検証ができなくなる恐れがある。

したがって、廃除の年月日、廃除理由などは必ず記載をして、適切な管理をすべきである。

処分した公有財産の管理については、平成 26 年にシステム化される以前は、紙媒体で作成された公有財産除台帳で行っており、処分した財産について、処分年月日や処分理由を記載する様式となっているところ、これらの記載が漏れていたものです。

<u>ご指摘を受け、速やかに記載が漏れていた箇所について追記を行いました。現在は、システムにおいて当該処理を行っているところですが、同様の入力漏れがないように適切に管理してまいります。</u>

【報告書136ページ】3.3.3(2) 自動車台帳の記載内容の不備

自動車台帳を閲覧した結果、型式・取得年月日などの空欄箇所が多く現物の特定が困難なものや、他の証憑と不整合なもの、明らかに過去の資産情報の更新がされていないものが散見された。

消防機能を担う組織として、主たる消火設備である車両設備の管理は極めて重要である。自動車台帳は各車両に備えられた消防機器や整備記録等が記録・管理される重要な管理資料であり、未然に事故を防止し常に完全な状態で消火活動に備えるためにも正しい運用が必要である。

札幌市消防機械器具管理規程(平成 19 年消防長訓令第1号)第 26 条の規定において、機械器具の管理、点検、整備等の状況を明らかにしておくため、自動車台帳の作成を義務付けており、自動車台帳

には、諸元表、付属品目録、車載消防機械器具目録及び点検整備記録を編さんするものと規定しております。

本件は、編さん書類のうち、付属品目録及び車載消防機械器具目録において、「型式・規格」及び「納入年月日」などの必要事項の未記載(空欄箇所)が多く、現物の特定が困難であることに加えて、他の証憑と不整合及び過去の資産情報の未更新が散見された旨のご指摘があったものです。

<u>ご指摘を受け、全ての自動車台帳の記載状況について、実態把握を行い、ご指摘と同様の不備があ</u>る場合には、速やかに是正しました。

また、今後は、自動車台帳の記載内容が常に実態と整合するよう、納品や配置換え等の動きがあった場合はもちろんのこと、機械器具の点検等の際にも記載内容を継続的に確認するように通知することとし、必要なチェック体制を整えることといたします。

【報告書141ページ】3.3.5(2) 一時保管物品の管理換えの必要性

消防学校の倉庫に各消防団が所有する発電機が複数台備え置かれていた。通常の備品の廃棄・処分と異なり、売却価値があるため、一か所に集約した上で売却することを予定し一時的に保管しているとのことだが、対象資産に関して消防学校での受け払い管理は行われていない。

札幌市会計規則第125条が想定する「管理換え」は余剰物品や不用品等が別の部課で利用可能な場合に移転されることを想定していると考えられ、本件のような処分品の一時保管は想定していないと考えられるが、施錠管理された倉庫内で保管している以上、消防学校の管理下で管理されていることは明確であり、資産所有に関する責任を明確化するために、売却までの一時保管であっても受払管理を行う必要がある。

物品の管理替えについては、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)125条において、「物品の効用上必要があるときは、物品管理者相互間において管理換をすることができる。」と規定されています。

本件は、売却予定の物品を集結して、業者による引き取りまでの間、一時保管していたもので、 こうした場合には、当該規定は適用されず「管理換え」は必要がないことから、手続きを行っていな かったものです。

<u>ご指摘があったことを踏まえて、今後は、売却のために物品を集結する必要がある場合、管理上のリスクを回避する観点からも、一時保管する期間を極力少なくするなど、より一層適正な物品管理を</u>行うよう取り組むことといたします。

【報告書146ページ】3.3.8(2) 消防署からの物品支給申請の承認の事後決裁

各署では、機械器具の整備や部品支給を要する場合、各種整備申請書を総務部長へ提出し、その承認後に発注・整備等が行われるが、一部事後決裁となっている申請書が発見された。

これら承認手続は物品購入の合理性を事前に確認し、不要な支出を防止するためのものである。このため、承認前の物品の納品は通常想定されていない。業務の都合上やむを得ない事情がある場合は、その経緯等記録し、承認プロセスが適切に運用される必要がある。

札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱(平成19年総務部長決裁)第19条の規定において、消防車及び機械器具の部品等の支給については、所定の様式により、所管する部長等から総務部長に申請しなければならないと定めております。

本件は、署内における当該申請書の決裁前に、総務部の在庫から物品の支給を受けていたもので、 その経緯等が記録されていなかったことから、承認プロセスが不適切である旨のご指摘があったもの です。

<u>ご指摘を受け、原則事前決裁であることを関係職員に周知するなど、適切な承認プロセスによる事</u>務執行の徹底に向けた取組を進めております。

<u>また、業務の都合上、やむを得ない事情で承認前に物品の支給を受ける場合には、可能な限り口頭</u>で決裁権者に報告し、その経緯を申請書に記載して書類での承認を受けることとしました。

【報告書147ページ】3.3.9(2) 公有財産以外の資産の定期的な現物確認

備品については、取得時や異動時の決裁手続を通じて現物の確認がなされ、備品出納簿上に計上されるが、その後現物が逸失したとしても異動がある時まで発見されない。また、前述のとおり資産の所在の記載がないため、本当に現物がないのかどうかの網羅的な確認が困難な状況である。

また、近年インターネットを通じて個人が容易に物品を売却できる環境が整備されており、資産管理の水準が低いと職員が不当に物品を売却できる機会を与えることとなる。これらを未然に防止するためにも、定期的な資産の現物確認は有用であり、適切な管理体制を構築する必要がある。

備品の定期的な現物確認ついては、法令等には規定が無いものですが、備品の取得や異動時以外の 定期的な確認の実施、加えて、備品出納簿における資産の所在の記載について、その有用性からご指 摘があったものです。

札幌市会計規則 (昭和 39 年規則第 18 号) 第 147 条により帳簿は毎年度調製しなければならないと されていることを踏まえ、今後は備品出納簿を調製する際に現物確認も併せて行うこととしました。

イ 「3.4 消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書154ページ】3.4.2(2) ウ 分割発注ととられかねない発注方法

各署において物品購入の必要が生じた場合、各署が個々に購入するのではなく、すべて各署課長から局宛てに「物品購入等依頼書」を提出し、局において定期・不定期にこれを取りまとめ、決裁の上購入し、購入物品が納入されている。

この依頼書において、特定者との随意契約が可能な 10 万円以下に意図的に分割して提出していると 窺われるものが認められた。

このような事務手続は、局における適正な契約事務処理を妨げるものであって、「物品購入等依頼 書」の作成及び提出につき改善するべきである。

物品を購入する際、札幌市事務専決規程(第4条第1項の別表)により、50万円未満の物品については消防局において契約事務を行い、50万円以上の物品については財政局契約管理課へ契約事務を依頼(物品請求)することになっており、契約事務ハンドブック1(物品等・管理編)において、「契約管理課への物品請求を回避する目的で発注を分割することは、規程に反した事務処理となるので、絶対に行ってはいけません。」と示されております。

消防署では契約事務を行っていないことから、物品を購入する際には契約担当課である局施設管理課に見積書を添付した「物品購入依頼書」を提出する必要がありますが、本件は、当該見積書を取得するための業者あてFAXにおいて、分割発注を意図するかのような記載があったことに加え、同一物品の物品購入依頼書を近接した時期に提出していたものです。

本件は、消防署の担当者の認識不足から、このような事務処理が契約上、問題になるとは深く考えていなかったもので、また、同一物品の物品購入依頼書を近接していた時期に受領していた局施設管理課においても、問題があることに気が付けなかったものです。

今後、署では、年度内に購入した物品一覧を作成することとし、物品購入依頼書の提出の際に添付するとともに、年度内に同一物品を購入する場合には、物品購入依頼書に前回の購入日、購入金額及び購入理由などを記載し、物品管理者が確認することとしました。

また、局施設管理課においては、全ての物品購入データ一覧を作成して同一物品の購入及び購入理由について把握できる体制を構築するなど、局としてのチェック体制を強化しました。

<u>さらに、契約事務に対する職員の知識、認識不足を補完すべく、契約事務に携わる職員を対象とした研修を7月に実施しました。</u>

【報告書155ページ】3.4.3(2) 指名業者選定にあたっての確認不足

市は、令和2年4月1日から1年間の局庁舎等びん缶ペットボトル収集運搬業務の委託契約の締結にあたり、随意契約(見積合せ)の方法で契約をしている。

その際、被指名業者選考基準については、「札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録 し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」で、び ん・缶・ペットボトルの回収が可能な者が下記の2者のみであるため、全者を指名選考する」とし、 2者に対し指名通知書を送付している。

しかし、実際には、市ホームページ上にも掲載がされているとおり、当該選考基準に該当するのは 2者ではなく4者であった。

市は、本監査の前にすでに事実関係を確認し、令和3年度に関する入札においては一般競争入札で実施しているとの回答を得ているが、毎年、対象者の選定には留意すべきである。

本業務については、令和2年度まで地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約(指名見積合せ)に該当する業務と判断し、契約事務を行っており、本業務の被指名者選考基準(札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物生産事業者」)を満たす業者は、2者のみであると認識しておりました。

しかし、実際には、当該基準を満たす業者が2者以上存在していたもので、確認不十分により参加者の選考を誤って処理していたものです。

令和3年度の契約事務を行う際に、改めて確認を行ったところ、2者以外にも被指名者選考基準を満たす業者がいることが判明したことから、本業務は随意契約(指名見積合せ)に適さないと判断し、一般競争入札により契約事務を行うこととしました。今後も随意契約(指名見積合せ)等において業者の選定を行う場合については慎重に確認するなど、引き続き適正な事務執行に取り組んでまいります。

【報告書159ページ】3.4.5(1)イ 法的根拠を欠く自治会費の支払い

監査対象年度の令和2年5月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件所在地における自治会費を支払いしている。

しかしながら、自治会費を賃借人である市が負担することについては、いずれの契約書にも記載がされておらず、かろうじて、平成22年に交わした確認書において、賃借人が負担する共益費として「札幌臨港工業団地自治会会費」が確認されているのみである。

この確認書は市を当事者としておらず、「札幌市消防局総務部長」において取り交わされたものであるほか、その後改訂した契約書にも当該内容は反映されていない。

改訂した契約書に当該内容を反映しなかったことは、この確認書の内容を改定したものと見ることもでき、その後に自治会費の支払いを継続していることは、契約外費用の負担をしているものと言わざるを得ず、監査対象期間において発覚している令和2年5月の自治会費負担は法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。

賃貸借契約書には、本来、負担すべき費用の全てを明記しておく必要があるところ、契約締結後に 自治会費の支払いについて記載が無いことが判明したため、賃貸人との協議により共益費として賃借 人が負担することを旨とする確認書を取り交わし、自治会費を負担していたものです。

このことについて、認識不足により確認書の当事者を市長とせず総務部長としていたこと、その後の契約改定の際においても、確認書の内容を契約書に盛り込まなかったことについてご指摘があったものです。

<u>ご指摘を受け、令和3年9月からの現契約における自治会費については、市長名で確認書を交わし</u>たところであり、今後契約を改定する際には、同内容を盛り込むことといたします。

【報告書159ページ】3.4.5(1)ウ 法的根拠を欠く草刈り代、諸経費の支払い

「草刈り代」については、監査対象年度の令和2年9月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件に関する共益費として支払いをしており、かつ、その支払いにあたっては、その費用の5%相当額を諸経費名目にて賃貸人に支払いをしている。

この点、市からは、賃貸料以外の費用負担に関する「その他乙の責めに帰する造作、修繕の費用等」(平成26年改定賃貸借契約書第6条第1項(11))によるとか、平成22年確認書に記載の「その他これらにより難い事案が発生した場合は、双方で協議するものとする」(同第2項(3))の協議により定めた旨の回答がされた。

しかしいずれも上記支払いを正当化するに足りるものではなく、諸経費を含む草刈り代の支払いは、契約外かつ法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。

それゆえ、当該支払いにあたって、賃貸人に諸経費5%相当を支払うことについても法的根拠を欠くものであり、この点に関する賃貸人との間の合意を文書をもって取り付けるべきである。

以上の点は、航空機燃料貯蔵給油設備に係る保守点検及び修理費用の賃貸人への支払いにあたり、 その費用の5%相当額を諸経費名目で支払いしていることについても同様であり、その支出根拠は認められない。

契約外の合意事項については、口頭ではなく、やはり別途文書の取り交わしを要すべきである。

賃貸借契約書には、本来、負担すべき費用の全てを明記しておく必要があるところ、契約締結後に 草刈り代の費用負担が判明したため、賃貸人との協議を踏まえ、契約条項の解釈で共益費として支払 いをしていたものです。

このことについて、合意内容が文書で取り交わされたものではないため、共益費に含めることが法 的根拠に乏しいというご指摘があったものです。

令和3年9月から新たに賃貸借契約を締結した契約書においては、「草刈り代」等を盛り込んでおります。今後契約規定外で協議を行い合意した事項については、確認書や改定契約など、文書での取り交わしを行うことといたします。

【報告書161ページ】3.4.6 市の都合により履行できなかった役務契約の対処方法の確認

各出張所の清掃業務に関する契約は、対象エリアごとに複数に分けられているところ、その一部の清掃業務委託契約において、出張所1箇所の清掃業務を契約期間満了までに履行することができず、その不履行となった部分につき契約内容から除外する契約額の変更の手続を行っていることが認められた。

この点、上記契約額の変更(減額)が生じた理由に関する局の説明は、契約業者が月毎に作成している予定表に関する局側の確認作業が遅延し、また出張所側の業務の都合等によって日程を確保できなかったという事情が重なり、契約内容に沿った清掃業務を行うことできなかったためであるとのことである。

契約後の履行の確保は、契約業者のみならず局側においても留意すべきことであり、契約業者の履行の拒絶をもたらすことは本末転倒であると言わざるを得ず、契約事務に対する信用問題を生起しかねない問題である。

この点、市からは、令和3年度の契約については、予定表の確認に関し、契約業者から契約当初に 概ね全期間の計画表を提出させて確認作業をするなど、履行の確保を徹底したいとの説明がされているが、同様のことが起きた場合においても契約の履行確保のための対処方法についても確認しておくべきである。

本件は、当局において契約業者が作成した予定表の確認作業が遅れたことに加え、出張所側と契約業者側の双方の都合が合わずに日程調整が困難となったため減額改定を行ったものでありますが、このことに対して、契約履行の確保については、契約業者のみならず、市側においても留意するべきとのご指摘があったものです。

<u>ご指摘を受け、今後は、出張所側の都合により、担当者が不在となるときにおいても、他の職員が</u> <u>立ち会う等により業務の履行を確保するなど、契約の履行の確保に取り組んでまいります。</u>

ウ 「3.5 市消防局総務部に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書165ページ】3.5.2(3)イ つり銭に関する有高確認書類の作成、保管

局総務部扱いのつり銭については金銭出納帳等帳簿を記帳していない。定期的に 20,000 円残高の有 高確認書類を作成し保管管理すべきである。

つり銭の有高確認については、札幌市会計規則には規定されていないところですが、当局として「消防手数料取扱いに伴うつり銭の交付について」(平成19年7月9日付け札消総第397号)を局内に通知し、その中で「定期的に所属長による保管状況の確認を行う」旨を指示していました。

このことについて、定期的な確認は実施していたものの、その実施を確認できる書類が無いことから、実効性を確保する上でも、書類を作成して保管管理するべきとのご指摘があったものです。

<u>ご指摘を受け、有効残高確認書類として「つり銭確認表」を作成し、今後は月1回以上の所属長に</u>よる有高確認するよう局内に通知を発出しました。

エ 「3.7 市消防局予防部に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書183ページ】3.7.2(3)ア 適時の警告書の発送

消防署における、法令に違反する物件等の所有者への警告書の作成及び発送事務に関し、警告書の 作成日と発送日に数日の乖離がある事例が確認された。

警告書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、上記事務手続きは、この ルールに反するものと認められる。

この点、市からは、物件の管理会社からの要望で、所有者(=権原者等:法令違反の予防若しくは 是正又は火災危険等の予防若しくは排除について権原を有する者及び火災の予防に危険であると認め られる行為を行う者(札幌市消防局査察規程第2条第2項(7))への経緯説明を行うまで、発送を 待って欲しいとの依頼があったためとの説明がなされた。

しかし、警告書の発送に至る過程においては、行政指導たる是正指導を繰り返し行ってきた経緯があるのであって、それにも従わずにいる権原者等への警告書の速やかな発送事務を、管理会社の要望をもって留保すること自体、何ら合理性は認められない。

迅速かつ適正な警告を行うため、被警告者の都合に意を払うことなく、警告をすべき時期に速やかに決裁をとり、直ちに警告書を発する事務手続きを励行するべきである。

本件については、消防署で令和2年2月6日付けの警告書を作成し、所有者に発送する旨を管理会社に連絡したところ、管理会社から所有者へ説明するまで発送を待ってほしいとの要望に応じた結果、発送が同年2月14日となり、警告書に記載された年月日と発送年月日に違いが生じたものです。

ご指摘を受けて、警告に係る文書については、決裁後速やかに発送するよう所属職員に周知しました。さらに、各消防署の査察を担当する係長が集合する会議の中で、所属研修などあらゆる機会をとらえて周知徹底するよう指示しました。

【報告書184ページ】3.7.2(3)イ 適時の命令書の発送

消防署における、法令に違反する物件等の所有者への命令書の作成及び発送事務に関し、命令書の 作成日と発送日に数日の乖離がある事例が確認された。

命令書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、上記事務手続きは、この ルールに反するものと認められる。

前項と同様、迅速かつ適正な命令書の発送のため、決裁日における発送を励行されるべきである。

本件については、消防署で令和2年12月下旬の日付で命令書を作成したものの、年末年始を挟むことを理由に年明けの発送としたことから、結果として発送が令和3年1月上旬となり、命令書に記載された年月日と発送年月日に違いが生じたものです。

ご指摘を受けて、命令に係る文書については、決裁後速やかに発送するよう所属職員に周知しました。さらに、各消防署の査察を担当する係長が集合する会議の中で、所属研修などあらゆる機会をとらえて周知徹底するよう指示しました。

オ 「3.8 市消防署にかかる監査の結果及び意見」関係

【報告書189ページ】3.8.3 現金出納簿の都度記帳

消防手数料の領収に係る事務処理としては、金融機関の翌営業日に預金する場合には、領収した日にその金額及び日付を現金出納帳に入金記帳し、さらに、金融機関へ預入する日にこれを出金記帳しなければならない。

この点、西消防署における監査よれば、往査日が月の中旬であったにも関わらず、月初から往査日までの現金の入出金に関する記載がされていなかった。

現金の取り扱い事務処理としては、一定期間まとめて記帳するのではなく、現金の領収の都度、記帳すべきである。

本件については、札幌市会計規則(昭和39年4月1日規則第18号)第47条及び第148条の規定により、現金出納員等は、現金出納簿にその取り扱う現金の出納のすべてを事由の発生の都度、正確に記載することと定められているところ、約半月分の現金出納簿の記載をその都度行っていなかったものです。

ご指摘の事項については、直ちに現金出納簿に記載するとともに、収入及び払込などの事由の発生 の都度、現金出納簿に記載することを関係職員に周知しました。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

- 監査結果報告年度 令和3年度
- 監査テーマ 消防事業に関する財務事務の執行

(2) 意見

※ 以下、表の上段に意見(要旨)、下段に意見に対する措置(検討結果及び対応)を記載しています。

ア 「3.1 消防事業における一般的な経営課題」関係

【報告書74ページ】3.1.1(5) 消防署等への女性専用設備の整備と女性用の被服・装備品の導入

女性消防吏員が交替勤務職場で勤務するにあたり、既存施設の改修や新築の消防庁舎に女性専用スペース(仮眠室、更衣室、洗面所など)を設けるなどしているが、設備の更新等に伴う環境整備はまだまだ進んでいない。全ての消防署及び出張所に女性専用スペースを設けるとなると、相当の期間を要することと思われるが、計画的に推進することが望まれる。

また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めることが望まれる。

これまでも、男女共同参画の観点から、女性職員が職務を遂行するにあたり必要な施設を整備することは重要であると認識しており、働きやすさ向上、働き方の選択肢を増やす環境作りに向けて、職員からの要望などに応じて、既存の消防庁舎については、施設整備に費やすことができる予算や女性専用設備の設置スペース確保などの諸課題を踏まえつつ、必要となる施設整備に優先順位をつけて改修し、新築の消防庁舎については、女性専用スペース(仮眠室、更衣室、洗面所など)を設けるなどしてまいりました。

被服についても、女性用被服の仕様を設けており、規定サイズに加え特寸サイズを設けるなど、各々の体型に合わせた被服の導入を進めております。また、マタニティ被服を導入するなど、被服の観点からも働きやすい環境づくりを進めております。

今後は、既存の消防庁舎の仮眠室への鍵付き扉の設置や間仕切り変更による個室化及びトイレ・洗面所等の女性専用設備の設置に向けた改修を計画しているところであり、引き続き、働きやすい環境作りについて取り組んでまいります。

<u>また、被服・装備品の導入についても、女性職員の要望に応じて、より女性吏員が働きやすい環境</u>づくりを取り組んでまいります。

【報告書75ページ】3.1.2(4) 研修受講や事例検討でのハラスメント防止の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度はハラスメント防止に関する集合研修を 実施せず、啓発用のDVDを各消防署に回覧する方法で研修を行ったところである。

このDVDについては、感染予防のため少人数か個人での視聴をアナウンスしたところであるが、 消防署一箇所あたり 10 日間の回覧期間が設定されているため、全職員が視聴することは困難であると 考えられる。

啓発用のDVD回覧の日数を増やすか、回覧するDVDの数を増やすなどして全職員に研修受講を 徹底し、さらに少人数での事例検討などのグループミーティングを通してハラスメント防止を徹底す べきであると考える。

また、今後も全職員にハラスメント防止と、そのために必要な研修の定期的な実施を徹底する必要がある。

ハラスメント撲滅のためには、役職者はもちろんのこと、全ての職員に対して研修を行い、各職員 が当事者意識を持つことが重要であると認識しており、毎年実施している不祥事防止に向けた取組の 中で、ハラスメント防止に関する研修を必須項目として実施しております。

また、コロナ禍により、大人数での集合研修が難しい状況下でも、全職員がハラスメントに対する 共通認識を持ち、理解を深めることができるよう、令和2年度からハラスメント防止啓発用のDVD を購入し、各消防署への回覧後、貸出可能な教材として活用することで、研修体制や研修用教材の充 実を図るなどしてまいりました。

研修用教材の更なる充実を図るため、令和3年度に新たにハラスメント防止啓発用DVDを購入しましたので、令和4年度に入り、各消防署へ回覧し、期間についても、全職員が視聴することができるよう各消防署の人数等を考慮し、2週間から4週間の期間で回覧するよう見直したところです。

さらに、ハラスメント対策について触れる機会を少しでも増やすことができるよう、内容の異なる DVDを、時期を分けて回覧しており、ハラスメント防止に対する継続的な意識づけを行っておりま す。

今後につきましては、より効果的な研修を行っていくため、局内ホームページ内のハラスメント対策特設ページに掲載している研修資料の定期的な周知とともに、研修用教材の充実を図り、ハラスメント撲滅に向け取り組んでまいります。

【報告書82ページ】3.1.3(5) SNSを通じた救急安心センターさっぽろ等の認知向上

救急車の適正利用のためには、まず救急車を呼ぶ段階で救急車が必要か必要でないかを判断するための相談窓口である「救急安心センターさっぽろ」の利用促進が重要である。

「WEB7119」(救急安心センターさっぽろのWEB版)も開設され、緊急度自己判定(セルフトリアージ)もホームページからアクセスできるようになっている。これらも含め「救急安心センターさっぽろ」のさらなる認知を高めるようYouTube、ツイッター、LINEなど主にSNSを通じて特に若年層への認知を高めるべきである。

「救急安心センターさっぽろ(#7119)」は、平成25年に保健福祉局の管轄下において開設され、24 時間 365 日、市民からの救急医療相談に看護師が対応する電話による相談窓口を運営しています。

当局においては、「救急安心センターさっぽろ」の利用促進が、救急車の適正利用に繋がることから、保健福祉局と連携の下、広報や利用促進に取り組んでいるところですが、YouTubeやツイッター、LINEなどのSNSを通じて特に若年層への認知を高めるべきであるとのご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、本制度を所管している保健福祉局と連携の下、札幌市公式のSNS(YouTub</u> e、ツイッター、LINE)を活用した広報活動の実施について検討することといたします。

【報告書93ページ】3.1.4(3) 若年層・家族等の消防団への理解促進及びオンライン加入申込、機能別団員、休団等の制度整備

テレビCMやインターネットを通じて、消防団の紹介等を放送することにより、若年層、家族等に対し消防団の認知度を高め、消防団の必要性、重要性についての理解を深め、入団や、活動への参加を促す必要がある。

また、消防団がどのようなことをするのかを実際に体験するイベントは重要であり、オンラインでの加入申請等による入団手続きの簡素化も効果的である。

さらに、特定の活動にのみ参加する機能別団員制度や、休団制度等、活動しやすい環境の整備も検討 すべきである。

消防団員数の減少傾向及び高齢化については、当局としても認識しているところであり、確保対策として、中長期的な指針「札幌市消防団ビジョン」の策定による組織的な対応のほか、学生消防団活動認証制度の導入など、対策を進めてきたところです。特に、令和2年度、3年度には、更なる広報を図るため、イベント展示用資機材の購入、啓発品、PR動画などの広報素材を制作したほか、テレビ、インターネット(Web、SNS、YouTube)を活用して、各消防団と連携して広報活動に努めております。

<u>今後も令和2年度、3年度で得たノウハウや実績をベースに、効果の高かったインターネット広告</u>を継続して行うほか、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、実際の消防団活動が体験でき

るようなイベント等の実施を検討しているところです。

また、入団手続きについては、電子申請システムの活用について、検討しているところです。 機能別団員や休団制度については、消防団側と十分協議し、消防団員の確保対策に効果があると見 込まれる場合は、必要に応じて導入を図ってまいります。

【報告書99ページ】3.1.5(4)ア 音楽隊の動画配信も事業評価項目とすることの検討

現在の事業評価のポイントは以下の3つとしている。

- 音楽隊派遣回数
- •音楽隊行事観客数
- ・ニューイヤーコンサートアンケート―火災予防等に関心が高まった割合

現在、局ではYouTubeなど動画配信をしている。音楽隊の広報活動についてもこちらを積極的に活用し、そのアクセス数も考慮にいれるべきと思われる。

音楽隊の活動目的は、市民に対する火災予防・防災の広報活動や普及啓発であることから、事業評価の項目として「派遣(演奏)回数」「観客数」「アンケート結果における関心の高まった割合」の3点を掲げているところです。

ご意見のとおり、消防局では市が有するYouTube公式アカウントを活用した広報を展開しているところであり、音楽隊においても演奏と併せた広報動画を令和2年度よりアップロードしていることから、今後の動画配信の状況等を踏まえた上で事業評価項目に含めるか検討していきたいと考えております。

【報告書100ページ】3.1.5(4)イ(ウ) ネーミングライツを利用した収入の確保

名古屋市消防音楽隊は、平成 28 年4月からポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社とネーミングライツ契約を締結し、「ポッカレモン消防音楽隊」の愛称で活動している。

市においても、音楽隊の活動により令和元年度は、広告料として年間約 50 万円を収入として計上している。名古屋市消防音楽隊とは規模的にも違いがあるが、活動の範囲の拡大あるいはさらに収入を得られる可能性もあり、それらを検討するべきである。

音楽隊では、毎年度実施しているニューイヤーコンサートを実施するにあたり、広告料として企業等から協賛をいただき、例年50万円前後を収入としているところです。

<u>今後、ニューイヤーコンサート単体のイベントによる広告料に限らず、年間を通した事業において</u> 広告契約が可能であるかを調査し、協賛企業等の拡充を図るよう検討してまいります。

<u>また、ネーミングライツについては、前述の広告拡充を検討するなかで、手法の1つに含めて考え</u>てまいります。

【報告書101ページ】3.1.5(4)イ(エ) 音楽隊の目的と手段の常時再検討及び長期的な事業計画の 検討

音楽隊の初期の目的は「市民と消防との融和をはかり、防火・防災活動の広報にあたること」であったが、各地方公共団体の財政上の事情やその時代の環境などにより目的や手段が変わってもおかしくない。

市も同様であり、音楽隊の目的とそれを達成するための手段については、常時再検討をする必要があると思われる。また同様に、市として音楽隊の長期的な事業計画を検討する必要もあると思われる。

音楽隊の目的及び任務については、札幌市消防音楽隊規程(昭和 43 年消防長訓令第2号)第3条において「音楽隊は、火災予防をはじめとする消防広報効果の向上並びに諸式典等における消防職員及び消防団員の士気の向上を図るとともに、札幌市民の公共的社会活動に貢献することを任務とする。」と規定しており、防火・防災の広報活動を柱としながら、市が開催する公共的なイベントにも参加している状況です。

現状において、長期的な事業計画は策定しておりませんが、音楽隊の目的と果たす役割について は、時代変化や置かれている環境を考慮しながら、長期的な視点を持って、検討を重ねてまいりま す。

イ 「3.2 中期実施計画に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書121ページ】3.2.3(1) 救急車の数、救急隊1隊当たりの人口の改善

現場視察等を通じて救急隊の効率的な運用がなされている心証は得られており、また局内の管理指標である「出動から(救急車の)現地到着までの時間」も6分台を維持していることから、他政令市との比較では上位にあるとの説明も受けた。

一方で、救急活動は局の中で最も重要な事業の一つである事を考えると、救急隊の数が市民人口と の割合で他政令市に劣っている点、国の指針における基準数を下回っている点は速やかに改善すべき ものと考える。

札幌市の救急出動件数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年に一時的に減少したものの、依然として増加傾向にあり現場到着時間の延伸も進んでいます。特に令和3年は、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、新型コロナウイルス陽性者や発熱等の症状を訴える傷病者からの救急要請が急増したところです。

増加し続ける救急需要に対して、これまでに、平成30年10月に2隊、さらに令和4年4月に1隊を 増強して対応してまいりました。

現在は、現場到着時間の延伸抑制とともに、救急出動可能隊数がゼロとなることを防ぐことを主眼 に、保健福祉局及び各医療機関と連携し救急需要増加に対応しています。

なお、1 隊あたりのカバー人口は、他政令市に比べて最も高く、国の指針における基準数について もご意見のとおりの状態となっております。

今後の救急需要を予測して当該需要に応じた救急体制の強化を図ることが重要であることから、過去の救急出動データを分析し、将来の救急需要や救急隊の現場到着時間などを予測する調査研究を進めております。

<u>ご意見を踏まえ、将来の救急要請需要を見据えた効果的かつ効率的な救急隊の再配置や運用につい</u> て総合的な見地から検討・整備を進めたいと考えております。

【報告書121ページ】3.2.3(2) 消防ヘリ2機体制への復旧の検討

令和元年 10 月に台風被害により市保有ヘリが除却となってから、2年以上経過している。その間代替機レンタルにより対応してきたが、下記の運用上の問題点があり、また新機体導入に伴う普通交付税措置等による市財政への収支改善効果もあることから、ヘリコプター2機体制の復旧について可及的速やかに検討すべきと考える。

(運用上の問題点)

- ・調達したい時期に代替機を借用できるとは限らない。
- ・運航機に突発的な不具合が生じた場合には緊急的に代替機を調達できない。
- ・代替機は老朽化した機体が多く、故障や不具合が多発している。
- ・代替機は消防へリに必要な装備が搭載されていないケースがある。
- ・代替機の借用費用は普通交付税措置の対象外。

平成 21 年 3 月に 2 機目の市保有ヘリコプターを導入し、年間を通して常に 1 機が運航可能となるヘリコプター 2 機体制(通年運航体制)を確立したところですが、令和元年 10 月に埼玉県で定期点検中であった市保有ヘリコプター 1 機が東日本台風により被災し、使用不能となりました。

そのため、令和2年度からは代替機のレンタルにより通年運航体制を維持しておりますが、ご意見のとおり、運用上の問題点があることから、市保有へリコプター2機による通年運航体制の復旧が必要と考えております。

市保有ヘリコプターによる2機体制(通年運航体制)の復旧に当たっては、初期費用が高額である という課題があることから、財源や購入時期などを検討し、次期中期実施計画での事業化を目指して 必要な調整を図っていきたいと考えております。

ウ 「3.3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書129ページ】3.3.1(3)イ(ア) 不備ある境界標の管理資料における記載内容の改善

不備のある境界標の管理は、札幌市消防局財産管理事務処理要綱第6条第2項(3)の「境界標の確認、境界標理設及び保護の必要性の有無」の「様式5の3」に項目追加した管理資料により行われている。同資料を閲覧したところ不備内容の対応策としては不十分な記載が散見された。

また、「将来的に公園整備の可能性あり」と記録されたものが7件あったが、最も古いもので昭和62年度の不備事項として記述されており、「将来的に」の定義を再考する必要があると考えられる。

公有財産の管理について、「境界点確定の必要がある土地」については、「札幌市消防局財産管理事務処理要綱(昭和58年総務部長決裁)第9条の規定に基づき、財産を所管する部長等が、様式5の3により」総務部長あて報告しなければならないと定めており、報告された当該様式に、担当職員が優先度等の事務を進めるうえでの参考とするために所感を記入していたもので、職員の所感ではなく対応策を記入するべきで、対応策の記載としては記載内容が不十分であるとのご意見があったものです。

また、対応策の記載については、計画的に整備を行うことを目的に令和元年度から行っているものですが、「将来的に公園整備の可能性あり」と記録されていたものに関して、「将来的に」の定義を再考するようご意見があったものです。

不備のある境界点への対応策については、部長等からの報告様式に記載するのではなく、別途、書類を作成し、進捗管理を行ってまいります。

また、「将来的に」の定義につきましては、画一的な設定は難しいですが、公園整備の時期については、関係部局との連絡を密にし、適切に把握いたします。

【報告書130ページ】3.3.1(3)イ(イ) 境界点確定以外の改善の必要がある土地台帳における改善計画、指示事項の不備の改善

境界点確定以外の改善の必要がある土地については、様式5の2により要改善資産の状況が明記されている。

様式5の2を閲覧した結果、フェンスの破損や通気管・標識の不備が多く見受けられたものの、これらの改善計画・指示事項欄のほとんどが「使用に支障なし」として継続的な経過観察扱いとされていた。その次に件数が多かった越境関連について、隣接する住宅等の一部が越境しているものが主な内容であるが、いずれも是正指導と念書等により個別的に対応している。

次に不法使用の状況にある防火水槽が4件あり、個人宅の庭としての利用やごみステーションとして利用されている状況である。これらの対応として、改善確約書の締結や是正指導を実施している。しかし、これらは昭和58年から平成9年までに対応したもので、現状改善状況が不明あるいは改善されていない状況である。

防火水槽は、不法な使用により非常時に十分に活用できなくなると、災害被害を最小限に抑えることができなくなる可能性があり、不法使用は是正される必要がある。

ご意見にあるような不法使用について、即座に解消できない場合は、相手の是正意思を明確にし、 取得時効等のトラブルを回避するため念書等を徴収し、相手が対応できるようになってから解消して いただく運用としており、相手の都合上、時間を要してしまうものもあります。

防火水槽については、札幌市消防局財産管理事務処理要綱(昭和 58 年総務部長決裁)第6条第2項の規定により、年に1回以上実地調査を行うこととしており、不法使用に関連するものについても消防水利としての使用に支障がないことを確認しておりますが、非常時に十分に活用できなくなる可能性もあることから、不法使用は是正、改善を進めるべきとのご意見があったものです。

<u>ご意見のとおり、不備の程度によっては使用できなくなる恐れもあることから、引き続き、実地調査を通して適宜状況把握を行う中で、必要時の使用の確保に向けた対応を講じることとしたいと考え</u>ております。

【報告書131ページ】3.3.1(3)イ(オ) 防火水槽や資機材置場における代替地検討等による無償貸借の可能性の検討

防火水槽や機材置場を私有地に設置するにあたり、多くのケースでは私有地の所有者の協力を得て 使用貸借契約を締結して無償で土地を借り受けている。 ただし、少数ではあるが使用貸借ではなく賃貸借契約を締結して有償で土地を借り受け、防火水槽および資材置場等を設置している場合もある。

当然、有償であっても消防水利の運用上防火水槽等を設置する必要があることは論を俟たないところであるが、資材置場については防火水槽とは異なり、必ずしも有償で当該場所に設置する必要性まではないと考えられ、公平性の観点から、可能な限り公園などの無償で使用できる公共施設や、無償で借りることができる代替地を検討すべきであると考える。

ご意見にある資器材置場として使用している有償の借地については、全て消防団の詰所が建築されている土地であり、資器材置場については詰所に併設されております。

詰所及び資機材置場の役割としては、平常時は消防団員の教育・訓練の場や各種会議の実施場所等、消防団の活動拠点等として活用されており、また、災害発生時には全72分団がそれぞれの管轄区域で災害対応活動に必要な資器材を保管していることから、防火水槽と同様に災害時には必要不可欠ものであり、災害時に迅速に参集できる場所、大規模災害時の影響が比較的少ない場所など、地域の実情に応じて設置しているところでありますが、資器材置場については、必ずしも有償で借り続ける必要性はなく、無償で借りることができる代替地を検討すべきではないかとのご意見をいただいたものです。

現在、資器材置場として有償で使用している土地については、消防団の活動拠点である詰所との関連性もあるため、無償の代替地への移転も容易ではありませんが、建て替えの時期などを捉えて、無償で借りることができる土地を優先的に検討することといたします。

【報告書132ページ】3.3.1(3)イ(カ) 適切な文書管理

防火水槽用地や分団用地についての貸借関係簿冊については、「賃貸借契約関係書」あるいは「公有財産使用貸借契約」と題する簿冊が存在するが、いずれも賃貸借契約と使用貸借契約が区別されることなく両方の契約関係の書面が綴られており、その表題と内容に乖離がある。

賃貸借契約と使用貸借契約はそれぞれ別個の契約体系であり、有償か無償かで区別されるが、法定 更新の有無等の相違があり、契約体系ごとに別個に簿冊を作成することで、当該用地の性質が整理で き、適切な管理が可能であると考える。

札幌市公文書管理条例(平成24年条例第31号)第5条第1項により、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすること適当であるものに限る)を一の集合物(簿冊)にまとめなければならないとしております。

賃貸借契約及び使用賃借契約においては、現在も存続している契約書であることから両簿冊の保存期間にあっては同様とみなしているほか、事務処理等が類似している部分があり、それぞれの件数も少なく1つの簿冊で収まることから、便宜上、文書登録名称を変更せずにまとめて綴っていたところですが、表題と内容に乖離があるなどの問題があり、契約体系ごとに別簿冊にすることにより、当該用地の性質が整理できることから、適切な管理が可能になるとのご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、今後は、契約体系ごとに別簿冊を作成し、当該用地の性質ごとに適切な管理を行っ</u>てまいります。

【報告書133ページ】3.3.2(2)ア 各消防署における備品の出納状況の施設管理課による一元管理

備品の出納状況については、物品分任出納員を置く課毎に備品出納簿にて管理されるのみで、総務部施設管理課での一元管理は行われていない。物品の取得時は総務部施設管理課の確認を要するが、あくまで契約事務の適正を担保するための確認作業であり、物品の出納状況を管理するものではない。

各署の備品出納簿に記録されている備品を表計算ソフトや資産管理ソフトで一元管理することは容易であるため、このような環境下では備品の出納を一元管理し、効率的な予算配分を図り、不要な資産取得を未然に防止できるような体制とすべきである。

備品の管理については札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)で定めるところにより、物品管理者(物品分任出納員の所属する課の長)が備品出納簿や備品使用簿等により管理を行っているところですが、消防局全ての備品について総務部施設管理課で一元管理する体制とすべきであるとのご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、各所属の備品出納簿等の情報を、共有ファイルサーバーを用いるなどの手法によ</u>り、総務部施設管理課でも把握する仕組みの検討に着手することといたしました。

【報告書 1 3 4 ページ】3.3.2(2)イ(ア) 資産の区別が明瞭かつ容易となるような備品番号の付番

備品番号がいずれも「1」から開始されており、各課別に備品出納簿が作成されるため、同じ資産 名称で同じ備品番号の資産が数多く存在する。

備品番号とその他の情報を共に確認した場合は資産の特定は不可能ではないものの、同一室内に複数の課の資産が混在して配置されることもあり、資産の特定は困難な状況である。効果的かつ効率的な備品管理を可能とするべく、備品番号は桁数を増加させることで備品番号が重複しないような運用が望ましい。

また、新たに取得した資産へ付与する備品番号について、過去除却した資産の資産番号を再度使用している備品出納簿が散見された。

他の情報等から特定不可能ではないものの、重複のない固有の備品番号を使用することで、資産の区別が明瞭かつ容易になるため、常に新しい備品番号の付与が望ましい。

備品に貼付している備品整理票においては、所属名称欄が存在するため、所属ごとに番号を付しておりましたが、本件は、同一室内に複数の課の資産が混在して配置される状況下において、効果的かつ効率的な備品管理、また、資産の区別が明瞭となるよう、備品番号の付与の方法について、ご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、備品番号の桁数増加も含め、各物品分任出納員及び物品管理者が管理しやすい方法</u> の検討に着手することといたしました。

【報告書 1 3 4 ページ】3.3.2(2) イ(イ) 容易に個別の資産特定ができるような備品出納簿への資産 情報の記載

備品出納簿において、資産の一般名称のみが入力され、型式など本体を特定できるような情報の記載がない資産が散見された。

個別の資産を特定できなければ、資産の異動があった場合に誤って目的とは別の資産を処分するなど、個々の資産管理を目的とする備品出納簿の目的が損なわれる可能性がある。備品出納簿には、個別の資産特定が容易にできるよう資産情報を記録する必要がある。

備品出納簿は、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)に定める様式を用いており、記入する際、 摘要欄に本体を特定できる型式などを併記するように努めているところですが、未記載のものが散見 されたとのことで、備品出納簿に資産特定が容易にできるよう資産情報を記載する必要があるとのご 意見があったものです。

<u>ご意見を受け、資産特定が容易にできるよう摘要欄に本体を特定できる型式などを併記するなど、</u> 備品出納簿の記載方法について改めて周知を行いました。

【報告書135ページ】3.3.2(2)イ(ウ) 備品の所在が明確となる仕組みの構築

備品出納簿上には、資産の利用場所・配置場所の記載欄がない。このため、どの資産がどこで保管されているかが備品出納簿から把握できず、資産の有無を効率的に確認できない。

備品出納簿上の資産は移動可能な資産が数多く計上されており、適時に資産の利用や現物確認を可能とするため、物品の所在地が明らかになるような仕組の構築が必要である。

備品出納簿は、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)に定める備品出納簿の様式は、利用場所・配置場所に関する記載欄が無いため、位置情報は記載せずに管理を行っているところでありますが、資産の有無を効率的に確認できるよう、物品の所在が明らかになるような仕組の構築が必要であるとのご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、備品出納簿上で容易に把握できるよう、所在地等を記載するなど、物品の所在地を</u>明らかにできるような仕組みの検討に着手することといたしました。

【報告書135ページ】3.3.2(2)イ(エ) 使用できない備品の速やかな廃棄

備品出納簿には、昭和 40 年代の古い備品の存在が記録され、かつその使用者として備品使用簿に保

管者の記載がなされているものが複数認められた。

しかし、当該備品は、物の存在自体は認められるものの、使用できない状態の機器や、今後使用予定のないものであることを確認した。そのような備品については、未だに管理をしていること自体問題であり、速やかに廃棄を進めるなどして、備品の適切な管理を励行されるべきである。

札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)第120条により物品を常に良好な状態で保管するという保管責任及び第143条により、備品出納簿を備えることが定められており、使用できない状態の機器や使用予定のない備品があるこことしてご意見をいただいたものです。

当該備品につきましては、速やかに廃棄いたしました。

<u>また、今後は、ご意見を踏まえた適切な備品管理を行ってまいります。</u>

【報告書137ページ】3.3.4(2) A E D についての異なる水準での点検の集約

機械器具の点検は、札幌市消防機械器具管理規程(平成19年消防長訓令第1号)第13条に基づき毎日 実施され、結果記録用紙の「日常点検記録表(様式11)」には、点検実施者と確認者である隊長が押 印している。

一方、自動体外式除細動器(以下、AEDとする。)は別の様式により毎日の点検が実施されていて、当該点検用紙には、点検内容の入力欄のみで点検実施者や確認者の記録欄が設けられていない。

同規程が点検の対象としている機械器具にはAEDも含まれているため、点検水準の一致及び効率性の観点から、「日常点検記録表(様式 11)」にAEDの各点検内容を追加し、二重チェック体制での運用が望ましい。

当局の自動体外式除細動器については、救急車に積載し、車両備品として自動車台帳で管理する消防器具に該当し、医療従事者(主に救急救命士)のみが使用する半自動体外式除細動器(セミオート)と、出動時等には消防車(ポンプ群隊等)に積載され、庁舎備品として備品出納簿で管理し、消防器具に該当せず、非医療従事者である市民も利用可能な自動体外式除細動器(AED)の2種類が存在しており、それぞれ異なる点検水準で管理しています。

本件は、当局の2種類の自動体外式除細動器について、札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱(平成19年総務部長決裁)別表2「消防器具」の「自動体外式除細動器」にどちらも含まれるとの前提で、「日常点検記録表(様式11)」にAEDの各点検内容を追加し、二重チェック体制での運用が望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受け、消防車(ポンプ群隊等)に積載されている自動体外式除細動器については、庁舎備品ではなく、車両備品として、札幌市消防機械器具管理規程第26条第2項の「車載消防機械器具目録 (様式8)」に追加して点検水準を一致させ、管理することといたします。

車載消防機械器具の点検については、同規程第13条に基づき、「日常点検記録表(様式11)」により、製作業者が使用者に推奨する「点検整備方式」の内容を参考として実施しており、消防車(ポンプ群隊等)に積載されている自動体外式除細動器の点検についても、取扱説明書に従って必要な確認を行い、「日常点検記録表(様式11)」により適正に点検してまいります。

【報告書142ページ】3.3.6(2) 消防局と消防団における同一機材の点検項目の統一

局と消防団の日常点検の各確認項目に差異があった。消防団は非常勤で組織され、扱う機器も局とは異なるため、局側でのみ確認する事項が多いことは想定されるが、消防団側のみの確認項目となっているものがあった。局と消防団は一体となって活動する消防機関であり、その機器の点検は重要なプロセスであるため画一的な運用が望ましい。

本件は、消防局及び消防団において管理している資機材のうち、同一資機材の点検項目に差異があることについて画一的な運用が望ましいとご意見があったものです。

使用している資機材の仕様が異なるため、全てを画一的に運用することは難しい状況ですが、今後は、消防団の点検項目を見直す際には、消防局の点検項目と比較しながら、可能な限り、同様の点検項目とするよう改善を図ってまいります。

【報告書145ページ】3.3.7(2) 消防局と消防団における機械器具の定義・区分の統一

市が使用する消防機械器具と消防団が使用する機械器具は、それぞれ別の規定により、種類別に区分されている。

局の消防隊員と消防団とは、消防隊員の指揮のもと組織的な消防活動が期待され、従前より訓練や情報共有が行われているが、局と消防団とで消防機械器具の定義、区分が異なることで、機械器具に関する連携や指揮命令に支障をきたす可能性がある。このため、原則として機械器具の定義や区分は統一し、画一的な機械器具の運用を図る必要がある。

機械器具については、消防局及び消防団において、別々の規程、要綱により定義し、管理等を行っているところですが、その定義や区分を統一し、画一的に運用することが望ましいとご意見があったものです。

使用している消防機械器具が異なるため、全てを画一的に統一することは難しい状況ですが、ご意 見を踏まえて今後望ましい運用のあり方について検討に着手してまいります。

【報告書149ページ】3.3.10(2) 消防団詰所の耐震診断

消防団の詰所は耐震診断を行う法的義務が無く、診断は行われていないが、詰所の中には新耐震基準となった昭和56年以前に建設されたものもある。

詰所は、団指揮本部が設置される重要拠点であり、詰所が有効に利用できない状況となれば、消防団の活動上支障をきたし、市の消防・防災水準を低下させる可能性がある。耐震診断を行う法的義務がないとのことであるが、消防団の詰所についても耐震診断の対象とし、耐震対応を図る必要がある。

消防団の詰所については、法的義務はなく、建物規模が小規模であること、常駐していないこと、 市民使用がないことから耐震診断の対象としておりませんでした。

本件は、消防団活動上の重要拠点であることから、法的義務がない場合であっても、耐震診断の対象とし、耐震対応を図る必要があるとご意見があったものです。

詰所については、昭和 56 年以前に建築されたものが多いことから、耐震診断及び耐震対応を行う場合は、費用対効果の面で課題があります。老朽化の状況を踏まえ、消防署所の建て替え時に組み入れる、又は安価な器具庫に変更するなどの方策により、消防団活動に支障をきたさないよう、引き続き対応してまいります。

エ 「3.4 消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書155ページ】3.4.3(1) 仕様書の誤記(委託者と受託者の取違い)

平成30年に行った3年契約の局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務の調達に関し、一般競争入札を実施しているところ、その入札事務にあたり作成用意された「局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務仕様書」において、「委託者」とすべきところ「受託者」と記載した当事者を間違える明白な誤記が2箇所認められた。

今後の書類作成においては留意されるべきであり、他の件においても同様の誤記がないか確認の 上、今後の契約事務手続を適正に行うべきである。

本件は、「局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務仕様書」において、不注意により「委託者」と 記載すべきところを「受託者」と記載し、当事者を間違える明白な誤記が2箇所認められたもので す。

今後は、ケアレスミスを防止するため、決裁時における複数人によるチェックを徹底いたします。

【報告書157ページ】3.4.4(1) 市内全域を対象とした一括入札の検討

空気ボンベの充填配送業務に関しては、市内の豊平川を境に東西にエリアを区分し、(その1) (その2) と調達手続を分け入札手続を行ってきている。

カバーする面積や使用ボンベ数が同程度となること、また、一方で何か事故が起きたときにおいて も、他方の業者に応援を求められることでリスク分散につながるという点を考慮しているとのことで あるが、契約可能な業者が限られている場合における入札方法の策定にあたっては、エリアで区分し 細分化するのではなく、市内全域を対象とした一括入札を検討することも必要である。その場合には、(その1)と(その2)の落札額のうち安価の方で契約できるために、より合理的な価格で調達できた可能性もある。

本件は、空気ボンベの充填配送業務(その1)と(その2)の2つの入札状況及び落札結果として、一方で落札した業者が、他方では辞退していることから、他者に配慮したかのような応札状況が認められ、この辞退が、落札者単独では市内全域の業務対応ができないということが理由にあるなら別であるが、契約可能な業者が限られている場合における入札方法の策定に当たっては、エリアで区分し細分化するのではなく、市内全域を対象とした一括入札を検討することも必要であるとのご意見があったものです。

ご意見を受け、入札参加者に確認したところ、現在の空気ボンベの充填配送業務委託契約に係る仕様書の内容では、入札参加者(4社)がそれぞれ単独で市内全域の業務を対応することはできない旨の回答を得ております。

また、一部の入札参加者からは、現在の空気ボンベの充填配送業務委託契約に係る仕様書の内容を 一部変更することにより、市内全域を対応することは可能となる旨の回答を受けている一方で、その 場合には、現在の基準単価よりも値上げする必要がある旨を聴取しているほか、入札参加者が限定され、競争性を確保できない可能性があります。

<u>以上を踏まえ、競争性の確保及び入札金額の抑制の観点から、令和4年度以降においても一括入札</u> とはせず、エリアを分けて調達したいと考えております。

<u>今後、複数の入札参加者から、基準単価の値上げを伴わず、市内全域の業務対応が可能となる旨を</u> 聴取した場合には、改めて入札方法の見直しを検討することといたします。

【報告書157ページ】3.4.4(2) 入札参加促進、入札方法の再考等の工夫による複数業者の参加

市の消防事業において有する給油施設に関し、その給油の必要が生じる都度に、随意契約(公開見 積合せ)の方法により、契約業者を決定している。その契約事務については、法令や事務取扱要領に 基づきなされており相当である。

もっとも、実際の複数の公開見積合せの結果を見ると、見積合せの業者が1社しかいない場合から3社の競争となる場合まであり、それぞれ価格差もあり変動している。同一業者でも、原油価格の変動に伴い、契約時期によって価格が異なることは当然起こりうることではあるが、昨今のガソリン価格が高騰している中では、競争性の確保のためにも複数の参加となるよう、入札の参加促進、入札方法の再考等の更なる工夫がされるべきである。

当局が所管する給油施設への給油については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領等により随意 契約(公開見積合わせ又は指名見積合わせ)と定められており、公開見積合わせで執行しているとこ ろですが、昨今の燃料価格が高騰している中、競争性等が確保されるように更なる工夫がされるべき とのご意見があったものです。

<u>ご意見を受け、履行可能業者に参加促進を呼びかけるなど、競争性が確保されるよう取り組んでま</u>いります。

【報告書160ページ】3.4.5(1)エ 諸経費負担の合理的根拠の記録・保存

上記ウに述べた「草刈り代」に関しては、賃貸人からの請求に基づき、賃貸人が委託した業者の業 務費及び当該業務費の5%相当額の諸経費を支払う内容となっている。

この点、その合規性をさておくとしても、市の説明によれば、当該価格の妥当性について別の業者の見積額を調査することは行っており、その調査結果によると、諸経費5%を負担してでも賃貸人を介して「㈱石狩環境メンテナンスセンター」に委託する方がかなり安価であったため、経済合理性に鑑み賃貸人を介した処理とする判断をしたとのことであった。しかし、その調査結果についての資料は残していなかった。

諸経費負担の合理的根拠を示すためにも、直接契約の方法によった場合における見積書を取り寄せ、それを記録化しておくことが望ましいと考える。

草刈を委託する際に、賃貸人が委託している業者の見積価格を聴取したうえで、当局が直接契約するべく他の業務可能な業者数社へ見積を依頼したところ、賃貸人が委託している業者の金額に5%相

当額の諸経費を支払った合計額よりも高額であったため、賃貸人へ依頼をしたものです。

本件は、その調査結果等についての資料を残しておらず、見積書等を取り寄せ、それを記録化しておくことが望ましいとの意見があったものです。

<u>ご意見を受け、今後は、同様の事案が発生した際については、諸経費負担の合理的根拠を示すため</u>にも、見積書を取り寄せ書面で残すことといたします。

【報告書162ページ】3.4.7 受託者から提出のあった書類の局内での確認の遅延

一部の業務委託契約につき、入札による受託者決定後、契約期間開始前の指定された期日までに、 受託者に対し書類提出を求める事例において、受託者より期日前に書類が提出されているが、局内に おける決裁権者による決裁処理が契約期間開始後となっていることが認められた。

このような事務手続は、万が一提出書類に不備があり、それが契約上問題を生じさせるような場合においては、すでに契約期間が開始してしまった後になる以上、後戻りができなくなる可能性は否定できない。

さらに、契約を破棄するにしても種々の事務手続負担が生じることは明らかである。それゆえ時間 的余裕をもって、受託者からの提出書類の確認、決裁ができるような運用を励行されるべきである。

本件は、業務委託契約において、契約期間開始前の指定された期日までに仕様書で求める資格等を有しているか確認するための書類提出を求めていた業務において、期日前までに書類を受け取っていたものの、決裁権者による決裁処理が契約期間開始後となっていたもので、担当者が、提出書類を受け取り、契約上不備がないことを確認していたものの、決裁処理を失念していたものです。

<u>ご意見を受け、今後は、受託者からの提出書類の確認や決裁に要する日数を考慮したうえで、書類</u> 提出の期日を指定し、契約期間開始前までに決裁処理を確実に終えるよう、適正な事務処理を徹底い たします。

【報告書162ページ】3.4.8 直接雇用関係の確認方法

局庁舎電気空調設備等保守管理業務の調達において、その仕様書上、同業務を行う業務従事者は、 受託者と直接雇用関係になければならないとされていたところ、受託者の提出書類によると直接雇用 関係の確認を得られないものであったことから、過去の市の定期監査において、改善についての指摘 を受けていた。

これに対するその後の局の措置は、速やかに労働契約の改善依頼を行い、受託者から「現業社員雇用契約書(兼労働条件通知書)」の提出を受け、同契約書の確認をもって、直接雇用関係を確認したとされている。

しかし、実際に提出されたのは一般的な雇用契約書の類であり、この程度の文書は労使間において 容易に作成できるものであり、一度、仕様書に沿わない対応をとられているという現実からは、より 慎重に、直接雇用関係の裏付けとなるような健康保険証の開示を求めるべきであった。

上記意見を踏まえた局において、監査期間中、受託業者に対し、任意に書類上不備のあった業務従事者の健康保険証の提出を依頼したところ、速やかに任意の提出を受け、直接雇用関係にあったことの確認が取れている。

結果として問題ないことが明らかとなったが、入札制度の公正確保、信頼確保のためには、できる限りの対応をする必要があるものと考える。

本件は、過去の市の定期監査において、業務の仕様書で「業務従事者は受託者と直接雇用関係にあるものとする。」という規定があるにもかかわらず、直接雇用関係が確認出来ない者が業務に従事していたため、契約内容について厳密に確認し、適正な事務の執行に努めることについて、指摘を受けおりました。

その後の是正として、速やかに受託者から「現業社員雇用契約書(兼労働条件通知書)」の提出を 受け、同契約書の確認をもって、直接雇用関係を確認したところですが、一度、仕様書に沿わない対 応経過がある場合には、より慎重に、直接雇用関係の裏付けとなるような書類の開示を行うべきとの ご意見があったものです。

<u>今後につきましても、契約条件の確認の際は、挙証書類の内容を考慮のうえ、適正な事務処理を徹</u>底するよう努めてまいります。

オ 「3.5 市消防局総務部に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書163ページ】3.5.1(3) アスベスト除去作業に係る費用の概算額の見積り

アスベスト除去の有無によって、工事費予算が変わってくることになるが、あくまで庁舎の定性分析は改修等が具体化する設計段階で行うこととしている。また、除去費用の見積もりについても、改修等が具体化する段階で行うことが精度も高く効率的なため通常は設計段階で行われる。

このため、現時点では、改修時期にない各物件についてはアスベスト除去費用がどの程度かかるのか、積算していない状況になっている。上述のとおり、アスベスト除去作業には相応の費用がかかるため、長期的な予算立案の観点から、現時点においても全体でどの程度の金額がかかるのか概算額の見積りをするべきである。

当局では改修等の工事を行う場合、工事開始の前年度までに設計を行っており、この設計を行うにあたり、アスベスト除去が必要か否かを判定するために定性分析を行い、必要がある場合に除去に必要な見積りを行い、工事に必要な予算要求を行っているところですが、アスベスト除去には相当の費用がかかるため、現時点においても全体でどの程度金額がかかるのか把握することで今後の長期的、計画的な予算立案に活用できることから除去費用の概算額の見積を徴収するべきであるとのご意見があったものです。

当該見積りは、事前に定性分析を行う必要があり、経費を要するものであります。

<u>数十年度に改修する施設においては、工事の直近に再度、見積りを取り直す必要があることが考えられることから、費用対効果を十分に考慮して対応を検討することといたします。</u>

【報告書165ページ】3.5.2(3)ア 個人的な金銭である親睦会通帳の局金庫での管理

親睦会の預金は個人的な金銭と言わざるを得ず、本来は公金の保管場所である局金庫で管理すべき ものではないが、実務上止むを得ず局金庫で管理しているということを理解するべきである。

また、職員による親睦会の会計事務については、口座による管理、通帳・届出印等の複数担当者による保管、複数人による定期的確認等の取扱いを徹底するべきである。

職員の慶弔対応のために所属職員から徴収している親睦会費については、口座による管理を行っており、事務室の局金庫に保管しておりました。

本件は、実務上止むを得ず局金庫で管理していることを理解すべきであり、職員による親睦会の会計事務については、口座による管理、通帳・届出印等の複数担当者による保管、複数人による定期的確認等の取扱いを徹底するべきであるとのご意見があったものです。

<u>ご意見を踏まえ、局金庫で保管していることの認識を改めて深めたところです。また、親睦会の会計事務については、これまでも口座管理を徹底しており、月1回の定期確認も実施していたところですが、今後につきましても適切な管理に努めてまいります。</u>

【報告書167ページ】3.5.3(4) 救急隊の時間外勤務縮減に向けた業務の平準化、救急車の適正利用、救急隊の増隊、ジョブローテーション等

救急活動を持続可能なかたちで維持するには、各署における救急隊の時間外勤務の時間数の偏りをなくすことも一つの方法と考えられる。消防局・消防署間での業務書類・情報の共有、時間帯に応じた消防署間での救急隊の移動等の対応をとりながら、救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。

救急隊の時間外勤務の長さを解決するためには、救急車の適正利用の促進、救急隊の増隊なども考えられる。

救急車の適正利用の促進は、局からの継続的な情報発信など時間をかけた啓発が必要である。また、救急隊の増隊は救急車の増車と職員の配置が必要になる。

現行の人員配置のもとで救急隊の時間外勤務の偏りを解消する方法としては、ジョブローテーションも考えられる。

市では、救急救命士の資格を持った隊員が多数おり、水槽隊職員が予備の救急車で出場できる体制を取っている。救急活動、警防・救助活動ともに求められる業務が多様化し、内容も高度化・専門化

しているとのことであるが、ジョブローテーションにより一時的に救急活動に従事できる警防・救助 の職員が増えれば、救急隊間における時間外勤務の偏りの解消に貢献することが期待される。

救急隊の時間外勤務の時間数の偏りに関しては、救急隊の移動時間や、地理不案内などによる市民 サービスの低下を防ぎつつ、救急隊間の時間外勤務の時間数の平準化を図るため、出動の多い同一署 内において、出動件数が多い地域と少ない地域の救急隊の一時的な配置転換を行っております。

また、救急車の適正利用の促進に関しては、大型集客施設などにご協力をいただき、適正利用ステッカーの掲出や、動画コンテンツの配信、119番の日に合せての広報を実施しております。

救急隊の増隊については、最近では令和4年4月1日に白石消防署に救急隊を増強配備しているところで、近年では平成28年、平成30年にも増隊をしてきた経緯があります。

救急活動に従事できる職員の育成に関しては、全ての新採用職員が採用から現場配属までに救急活動に従事できる資格を取得する体制を取るなど、ジョブローテーションをするうえで必要な人材育成を行っているところであります。

<u>ご意見を受け、今後も救急隊の時間外縮減に向けた取り組みを継続していくとともに、救急活動を</u> 持続可能な形で維持できるよう様々な観点から対策を進めてまいります。

カ 「3.6 市消防局警防部に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書171ページ】3.6.1(3) 消防局における「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」の 広報

市保健福祉局が行う「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」は、ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に 24 時間体制で応対するほか、受信センターからも定期的(月1回程度)に電話による声掛け(お元気コール)をしている。また、急病などの緊急時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが救急車の要請等を行う。さらに、火災の時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが消防車の要請をすることとなる。

高齢者や障がい者が自宅からボタン一つで健康等の相談や緊急通報ができる「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」については、保健福祉局だけではなく局においても広報することを検討するべきである。

本件は、市保健福祉局が行う「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」について、緊急通報時はボタン一つで受信センターを介して救急車や消防車の要請が行われるシステムのため、その有効性から保健福祉局だけではなく、消防局としても広報すべきではないかとのご意見があったものです。

消防局では、119 番通報要領の普及啓発や、消防指令管制センターに直接通報される NET119・メール 119・FAX119 といった、障がいのあることが理由で、音声による 119 番通報が困難な方を対象とした緊急通報システムについての広報を積極的に取り組んでおりますが、いただいたご意見を踏まえて、「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」につきましても、制度を所管している保健福祉局と調整のうえ、効果的な広報の実施について検討することといたします。

【報告書172ページ】3.6.2(4) 新型コロナへの対応による特別なストレス対策の検討

令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染患者が市内でも多数あったことから、救急隊員の勤務が長時間にわたることがあり、勤務によるストレスで対応が必要となった事案が存在した。

新型コロナウイルス感染症については、今後も変異株などの影響により感染拡大が懸念され、予断を許さない状況であり、感染への懸念、万一感染した場合に長期間隔離となる可能性、回復後も一定の割合で勤務に支障をきたす程度の後遺症が残存する可能性など、対策を要する様々な問題があり、新型コロナウイルス感染症の完全な収束までの間、これまでのストレス対策とは異なる、新型コロナウイルス感染症に暴露される危険のある救急隊員等への特別な対策が必要であると考える。

当局における救急隊員の長時間勤務対策としては、有資格者である消防隊員との乗り換え、救急隊内での役割(機関員、傷病者への処置者等)の変更による負荷の分散、出動件数が多い地域と少ない地域での担当地域の一時的な交換などにより労務負荷の軽減に努めております。

また、新型コロナ感染症患者への救急対応については、当局では感染拡大初期の装備から国の通知

等を反映して見直しを重ね、現在の個人標準装備を構成しております。コロナ確定患者にこれまで 5,000 件近くの移送を実施しておりますが、これまで、現場活動由来と断定された事案は発生しておらず、現行の装備が現時点適切と考えております。

ストレス対応については、救急係長研修及び救急隊長研修を実施して感染症に対する知見を積み重ね、隊内共有させることで安全な活動を担保するとともに、ストレスや悩みを抱える救急隊員への管理職による面談や産業医と連携したメンタルケアにより、ストレス軽減に向けたフォローを実施しております。

現在の対策を継続しつつも、今後も個々の救急隊員に目を配り、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などを勘案し、引き続きストレス軽減対策を進めてまいります。

【報告書174ページ】3.6.3(3) 消火栓の撤去等の判断は、消防活動上の必要性を十分検討し、不当な土地利用の制限とならない配慮が必要

消火栓は防火、防災上必要不可欠な設備であり、水利が充足していても消火活動に支障をきたす可能性がある場合には撤去は認めない、との考えも理解ができる一方、消火栓の存在は土地利用の制限となっている側面もあり、土地利用の不当な制限とならないように配慮する必要がある。

そこで、消火栓の移動、撤去の要望に関しては、付近の土地の形状などを十分に勘案し、水利の必要性、効果的な消防活動上必要な配置がどのようなものかを十分検討して、不当な土地利用の制限とならないよう配慮する必要がある。

消火栓の設置、維持管理については水道局が担っており、消火栓の移設(撤去)については、消防局が窓口となり、移設(撤去)要望者、水道局及び消防局の3者により協議し、実情に合わせて対応しております。

消火栓の移設及び撤去の要望に対する基本的な考え方としては、該当する消火栓の現地確認を行い、水利の充足状況だけでなく、消防活動に与える影響なども考慮したうえで、移設や撤去が可能か判断しています。しかしながら、消火栓の設置状況は様々であるため、画一的な判断は難しく、個々の状況を総合的に勘案しています。

消火栓の移設(撤去)については、上記の基本的な考え方に基づき、個別に対応しているところで すが、ご意見のあったように、不当な土地利用の制限とならないよう引き続き配慮し、対応いたしま す。

【報告書175ページ】3.6.3(3)イ 撤去希望のある防火水槽の整理・縮小の検討

最近では火災に対する水利使用状況は圧倒的に消火栓によるものであり、防火水槽の使用割合は全体の1%に満たない。

これをもって防火水槽がもはや不要ということはできないが、防火水槽の維持や点検には少なからず人員と費用が必要であり、私有地に設置されている防火水槽のうち、撤去の希望がある場合には必要に応じて防火水槽の整理・縮小も検討すべきと考える。

火災時における防火水槽の使用割合については、消火栓と比較すると非常に低いものとなっておりますが、当局で定めている消防水利の整備方針に基づき、地震による配水管の破損等を考慮し、防火水槽等を市街化区域に対して計画的に整備しております。

<u>私有地に設置されている防火水槽については、土地所有者の意向に沿う対応を実施しており、所有</u>者が撤去を希望している場合については、調整し、撤去しております。

今後、同様の申し出があった場合は、適正に対応を図ってまいります。

【報告書178ページ】3.6.4(4) 救命救急センター指導医の賃金負担の再考

救急救命士は、医師の指示により救急救命処置を実施する必要があり、現場からいつでも医師に指示、指導、助言を要請できるよう、市立札幌病院において、365 日 24 時間体制で救急救命士へ指示を与える医師(指導医)を確保している。

指導医は、局の救急救命士に対する指示、指導、助言のために待機している時間に、通常の院内業務を常時行っており、専属的に消防のための活動を行っているとは言えない。また、助言の件数は不明であるものの、指示の件数からすれば指示要請件数は1日当たり5件程度であり、指示担当の医師

が局の指示、指導、助言のために勤務時間の相当部分を当てているとは言えないと考えられる。

したがって、指導医体制を維持するための医師の賃金をすべて局が負担することは適切とは言えないと考える。

指導医体制を維持するために市立札幌病院救命救急センターの協力を得ることは不可欠であるが、 医師の賃金負担については、再考する必要があると考える。

救急隊のうち、救急救命士が行う救急救命処置については、救急救命士法第44条第1項「医師の 具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない」と記載があ り、当局においても同法に遵守し救急活動を行っております。

札幌市において、救急隊からの具体的指示に関しては、市立札幌病院の医師が役割を担っており、24 時間 365 日救急隊からの指示要請に対応できるように体制を整備しております。

<u>医師の具体的指示業務に対する経費の支出に関しては、ご意見を踏まえて、今後関係部局と協議するなど検討することといたします。</u>

キ 「3.7 市消防局予防部に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書181ページ】3.7.1(4) 長期間違反が改善されない事例の局予防部と各署の情報共有

査察及び改善勧告は、基本的に各所轄消防署が行っているところだが、長期間(概ね6か月以上) 違反が改善なされない事例等については、局の予防部と各担当消防署が情報共有を行って違反状況や 是正に向けた指導方法について協議を行い、適切な査察、指導を行うよう検討すべきである。

当局では、平成 20 年すすきの地区で発生した火災を契機に局予防部に直轄の特別機動査察隊を設置し、違反是正の実務を行い、重大な違反を大幅に減少させたことから平成 29 年度の機構編成において特別機動査察隊を廃止し、各署に査察担当係長を配置し、査察のマネジメントを行う体制とすることで各署主体の持続可能な査察体制を構築した経緯があり、局予防部は査察方針の策定、局全体のマネジメント、他部局連携、研修の実施等を行っております。

当該体制により、地域特性や社会環境の変化にきめ細かく対応し、建物等の違反是正を進めるとともに、多角的な取組による安全対策をより一層推進しており、現状においては最も効果的な体制にあるものと認識しております。

各署において、消防法に基づく命令の前段階措置である警告(行政指導)以上の措置を行う場合 は、局予防部に連絡する体制としており、局予防部は署における違反処理の計画を確認し、必要に応 じて助言を行っております。また、定期的に査察担当係長会議を実施することにより、局予防部と各 署の情報共有を図っています。

<u>ご意見を踏まえて、今後も上記取組を通じ、より一層適正な運用管理を行うほか、特に重大な違反がある防火対象物については局から定期的に進捗を確認し、長期間、違反が継続しないよう対応して</u>まいります。

【報告書184ページ】3.7.2(3)ウ 査察簿廃棄の運用の検討

査察簿は、査察調査を行った対象物ごとに作成し、経過等を管理している。立入検査時における行政指導や行政処分は、対象物ごとに判断することを基本としており、その後の上位措置である査察対応においても、対象物ごとの判断がなされている。それゆえ、当該対象物が解体された場合には、査察簿は、札幌市消防局査察事務処理要綱第13条第1項に沿い廃棄する運用となっている。

しかし、多くの対象物は所有者や責任者が指導等に従わず、違法状態を改善しないという人的要因が介在しているはずである。

対象物の所有者が他の物件でも違反行為あるいは指導を受けているか、過去に違反履歴が無いか、その違反内容の程度についても考慮し、最終的に査察簿を廃棄するかを判断されるべきである。

対象物ごとに作成されている査察簿の廃棄については、札幌市消防局査察事務処理要綱(令和2年 予防部長決裁)第13条第1項において、当該対象物の解体を確認し、かつ、業務に使用する事由がな くなったときは必要な事務処理を経て廃棄するものとされています。

査察は対象物単位で行われ、違反をした者の違反履歴や他の物件における違反状況は加味されてい

ないことから、業務に使用する事由の有無の判断においても同様に、人的要因を判断材料としなかったものです。

現在の査察制度は、国が定めたマニュアルに基づき、各自治体が運用しているものであり、当該マニュアルにおいては、違反をした者の違反履歴や他物件における違反状況を加味した違反処理等は示されておらず、また、違反履歴等を考慮する場合は、所有者が別の行政区でも違反していたとしても、査察簿を保存していることによって、全市の状況を網羅的に把握することは、非常に難しい状況にあります。

しかしながら、監査人のご意見のとおり、人的要因を考慮することも違反処理を行う上で参考になると考えられることから、違反処理に移行した対象物については、局予防部で当該対象物の名あて人のリストを作成し過去の違反履歴の把握を行ってまいります。

ク 「3.8 市消防署にかかる監査の結果及び意見」関係

【報告書186ページ】3.8.1(2) 他団体の通帳の管理の徹底

消防団名義及び防火委員会名義の預金通帳が消防署の金庫内で管理されている。消防団及び防火委員会は消防署(局)とは独立した団体であり、不正防止の観点から本来は預金通帳を消防署内の金庫で預かることは最善なものではない。

しかし、上記団体が全員非常勤であることなどから実務上止むを得ない部分もあるため、公費に準じた適正な処理を行うとともに、組織的な管理体制を確立し、会計は預貯金口座により管理し、現金による管理は一切行わない、通帳及び届出印等にかかる保管・管理は複数の担当者により行うなどを徹底する必要があると思われる。

消防団員については非常勤であることから、消防署内にある消防団の専用の金庫で通帳等を管理し、その管理方法は「札幌市 10 消防団連合協議会の会計取扱基準」に基づき行っており、会計は口座で管理するとともに、預金通帳及び印鑑はそれぞれ別に保管しております。また、現金保有については前述の取扱基準上、必要最低限(5万円を限度)の保管が認められております。さらに支出の際には「支出伺書」により複数の担当者の承認を受けるなど、適正に管理しております。

また、防火委員会については、会務処理を行う事務局として消防職員が委嘱されていることなどから、消防署内で通帳等を保管しているところです。また、通帳や印鑑の取扱いについては、「外郭団体にかかる経理事務等について(通知)」に基づき適正に管理しております。

今後も、上記のとおり適正な執行及び管理を行ってまいります。

【報告書187ページ】3.8.2(4)ア 機関日誌の使用用途の明確化

機関日誌は出動の度に年月日、時間、出動目的、目的地などが記載されている。ただし、出動目的のうち、救助、消火出動以外に「その他」との記載が散見される。この「その他」の記載について、どのような目的の出動であるのかが不透明であることから、「その他」の記載をする場合には、備考欄等に目的を記載すべきである。

また、水槽車、救助車、屈折車については消防機械器具使用集計表が作成され、機関日誌に添付されているが、これは車両に搭載されている消防機械器具の燃料の消費量が記載されている。この点、屈折車については使用燃料の用途が記載された別紙が添付されているが、それ以外の水槽車、救助車については別紙が記載されていない。集計表では、用途として「その他」として毎月ほぼ同じ量の燃料を消費しているが、この記載のみでは用途が不明であることから、屈折車と同じように用途を記載した別紙をつけるなどして、用途を明確化すべきである。

使用用途をより明確化することが、機関日誌及び消防機械器具使用集計表の目的に合致することから、「その他」の記載の場合には備考欄や別紙を活用して使用目的を明示するようにすべきである。

本件は、機関日誌集計表及び消防機械器具使用集計表における「その他」について、個別の機関日 誌等に目的が明確に入力されている場合でも、集計表上「その他」の記載となる場合には、集計表の 目的に鑑み、使用用途や使用目的を明示すべきであるとのご意見があったものです。

当該事務処理において使用している「消防情報管理システム」の仕様上、「機関日誌」の用途につ

いて、プルダウン選択に該当する用途がない場合には、「その他」を選択せざるを得ないほか、「機関日誌」及び「消防機械器具使用記録簿」の集計事項が反映される各集計表上で「その他」と記載される場合には、「その他」について具体的な目的や用途を入力できないことから、次期システム更新に合わせて、必要な改修を検討することといたします。

【報告書188ページ】3.8.2(4)イ 同一資機材を管理する2つの簿冊の在庫数不一致及び受払簿の 適切な運用

山岳救助消耗品受払簿は、南消防署で管理している山岳救助消耗品の在庫数を記載した簿冊であるが、これとは別に消防自動車台帳・水槽車中に「山岳資機材一覧表<消耗品>」が存在し、水槽車に 積載している山岳救助消耗品の在庫数を記載しているとのことである。

前者の「山岳救助消耗品受払簿」の在庫数と、後者の「山岳資機材一覧表<消耗品>」の合計の在 庫数が一致していないものがあった。

受払簿として実態に即した運用がなされていない可能性があるため、「山岳救助消耗品受払簿」に当年中の受払を正確に記載するなど、適切な運用をするようにすべきである。

消防機械器具維持管理については、札幌市消防機械器具管理規程(平成 19 年消防長訓令第1号)及び札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱(平成 19 年総務部長決裁)を設け、消防車及び機械器具について整備管理者及び安全運転管理者を定めるとともに、点検及び整備、事故の予防及び処置等について定めています。

山岳救助隊及び山岳救助消防隊に支給される山岳救助消耗品については、「救助資機材(消耗品) 受払に係る事務処理要領」基づき、「山岳救助資機材受払簿」で管理しなければならないところ、南 消防署では独自に、事務処理要領などに基づく様式ではない「山岳資機材一覧表〈消耗品〉」を作成 して在庫等の管理をしていることに対してご意見をいただいたものです。

事務処理要領などに基づく様式ではない「山岳資機材一覧表〈消耗品〉」は廃止いたしました。 今後の南消防署警防課消防係に支給された山岳救助消耗品については、全て「山岳救助資機材受払 簿」で管理し、受払を正確に記載するなど適切に運用してまいります。

【報告書190ページ】3.8.4(2) 共同利用が予定されている執務室の適正な財産管理、情報管理 昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消防署においても三密を避けた職場環境の確保の ための様々な対策を図り、工夫されている状況が確認された。

その対策の1つとして、南消防署においては、消防団用の会議室に職員のワークデスクを5台程度 と簿冊を保管するキャビネット(施錠可能)等を配置し、職務を行える体制をとり通常業務を行う方 法を採用していた。同会議室で消防団本部の会議がある際には、職員のワークデスク上を整理整頓 し、キャビネットは施錠するなどの対応を図り、会議室の共同利用をしているとのことであった。

そのような利用形態自体は、特に庁舎の施設利用ないし管理要綱に違反したものではなく、その意図や目的は十分に理解できるところ、一方で、適正な財産管理や情報管理上の要請を考慮する必要がある。

すなわち、ワークデスクの整理整頓といっても何らかの情報が流出する可能性は否定しきれないほか、パソコン等まで片付けるわけではなく、設備や備品の盗難等のリスクもないとはいえない。他との共同利用が予定されていない会議室を専属的な執務場所とする場合と、消防団の会議室としての利用が想定される場所を執務場所として利用する場合とでは、考慮するべき事情は同一には考えることはできないというべきである。

庁舎の利用方法について、庁舎管理要綱に違反したものではなく、その意図や目的は十分に理解できるが、一方で、適正な財産管理や情報管理上の要請を考慮する必要があるとのご意見をいただいたものです。

<u>南消防署では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、現在は共同利用を解消しておりま</u>す。

<u>今後、利用せざるを得ない状況となった場合は、ご意見を踏まえて、財産及び情報管理を徹底する</u>よう配慮することといたします。

【報告書191ページ】3.9.1(3) 消防団に必要な消耗品の共同購入

消防団の活動に必要な消耗品等は、市の消防団 10 団それぞれが購入しており、令和2年度では入団者編上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなど多くの消防団共通の消耗品等について、各消防団が独自に購入している。

消防団経費(活動交付金)は各消防団の地域実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するという 性質であるため、全体でまとめて購入するということはなじまないとのことだが、例えば、入団者編 上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなどほぼ共通して購入されるものも多く見られる。

そうであれば、まとめて購入した方が安く購入できる可能性もあり、年間計画の中で共通のものが あれば市の消防団協議会を通じてまとめて購入することも検討する余地があると思われる。これによ り、他の活動費用に充てられる、あるいは活動交付金が余るということも考えられると思われる。

活動交付金は、地域の実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するためのものとなっていることから、各消防団が必要な物品等を共同購入することについて、消防団側の意見、要望を踏まえ、しっかりと精査するよう努めているところです。

今後、消防団側との協議を重ねつつ、統一品として支給することがふさわしく、支出事務上支障ないものについては、統一品での一括購入を視野に入れ、効率的な消防団運営を行うよう運営してまいります。

【報告書192ページ】3.9.2(3) 消防団活動交付金の交付基準の検討及び余剰の返還

消防団活動交付金の配分方法は「札幌市 10 消防団連合協議会交付金交付要綱」により規定され、その一部は団員の定数を基準として配分されている。団員の定数は札幌市消防団条例に規定されている。

充足率が 90%前後であれば、定数により配分がされたとしても特に問題がないと思われる。しかし、充足率が 70%前後であっても定数による配分を行うというのは実態とは大きく乖離している。また、消防団員の定数については、状況に変化がないということで長期に亘り変更されていない。

市からの回答によると、実員数が少ない消防団では、消防団員の確保対策として募集広告費を支出し、各消防団の実情に応じた有効活用がなされており、実員数で交付した場合は、こうした活動も行えない可能性があるため、現行の算定で問題ないと考えているとのことである。

現団員の活動費を十分拠出し、そのうえで募集広告費を捻出しているのであれば、本来は、現団員に使用されていない金額が多額で余分な活動費であると思われる。なお、札幌市 10 消防団連合協議会の会計取扱基準のその他留意事項等に金額の制約はないのであるが、本来は協議会に返還されるべきではないかと思われる。

活動交付金は、地域の実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するためのものとなっております。

これは、現在の消防団員の活動に充てるのはもちろんのこと、各消防団が今後の活動を行う上で必要だと判断したものに対しても使用することが可能となっております。

消防団活動を今後も持続的に活動していくためには、団員の確保が欠かせません。札幌市の 10 消防団で組織する「札幌市 10 消防団連合協議会」では、消防団員の確保対策を重点取組事項として掲げ、充足率の低い消防団では、消防局で実施している団員確保事業にプラスして、地域実情に応じた主体的な活動として確保対策を実施しておりますので、必要な支出として位置付けているところです。

活動交付金は、地域の実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するためのものであり、消防団の 活性化には欠かせないものと考えておりますが、不用額が生じた際には返還するなど、引き続き効果 的な運用を行って参ります。

【報告書198ページ】3.9.3(4) 出動回数の少ない消防団員への休団制度の検討及び消防局が主体となったコミュニケーション機会の創出

消防団員の成り手が不足している中ではあるが、年間の活動実績のない団員(階級は全て団員と仮定する)に支払われた年額報酬は概算で令和元年度2,130千円、令和2年度5,290千円である。これら

報酬は公金であり、活動実績がない団員は、本人の継続の意思等を確認しながらも、複数年活動のない団員については最終的には退団を促す必要があると思われる。また、市では休団制度がないが、仕事が忙しいので活動できないなどの事情があるのであれば、一旦休団してもらい、活動できる時点で復帰してもらうことも検討の余地があるのではないかと思われる。

団長を通じた出動の働きかけを行うだけでなく、局が主体となって少なくとも出動回数の少ない団員との間で出動の働きかけを行い、消防団の環境・雰囲気等を汲み取るようなコミュニケーションの機会を積極的につくるべきである。

退団を促すルールを設けて、活動実績のない団員をなくす取組みを行っており、4 月~12 月まで活動のない団員に対して、分団長が活動の意思確認を行い、活動意思があるとの回答であっても、その後 1 年間活動実績がなければ退団勧告を行っております。

また、休団制度については、過去に制度導入について検討を行っており、以下の結果を踏まえ、現在は導入していないところです。

- ・一定期間活動ができなければ、一旦退団し、活動ができるようになれば再入団することが可能であること。
- ・休団制度を導入している他都市では、休団中に音信不通になり退団手続きに苦慮している問題があること。

今後、活動実績が少ない団員が活動できる機会を増やす取組みなど、消防団側とも協議の上、活動環境の向上を図るとともに、休団制度については、消防団と協議し、必要に応じて検討するなどして、活動実績のない団員及び活動実績の少ない団員の減少に努めてまいります。

コ 「3.10 公益財団法人札幌市防災協会について」関係

【報告書199ページ】3.10(3) 財団の収益改善及び退職給付引当金の積み増し

中期運営計画に従い、人員の削減等によるコスト削減によりコロナ禍を乗り切り、収益改善して、 融資を受けることが出来る状態にすることが必要である。

資金繰りが厳しい状況であり、市が資金的援助をすべきではないかとも思料するが、協会が主体的に事業や財政面を含めた経営全般を考えていく立場であり、出資も引き下げてきた経緯があるため、市の直接的な援助はできない状況である。

また、貸借対照表上、令和3年3月31日現在退職給付引当金が16,148千円であるにもかかわらず、 対応資産である退職給付特定資産は13,620千円と不一致になっている。将来負担すべき退職給付引当 金を特定資産として積み立てる趣旨からすると、毎期退職給付引当金残高に合せて積み立てるのが望 ましい。

公益財団法人札幌市防災協会は、「市民の防火・防災意識の高揚と防災対応力の向上並びに防災業務関係者の育成」を目的とした団体であり、当市と連携を図りながら、市民の安全・安心の確保を目指しているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施事業についても講習会場の使用制限や講習主催者側の自粛などが相次いだため、収益が減少し、厳しい財務状況になっているところです。

このため、本来であれば退職給付特定資産は引当金残高に合わせるべきところ、運用資金として活用しているものであり、金額の不一致が生じているものです。

当局としては、出捐者の立場として、引き続き防災協会との連携を密に図り、財務状況を仔細に把握するとともに、今後の団体運営についても積極的に関与し、財務状況の改善に努めてまいります。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

- 監査結果報告年度 令和2年度
- 監査テーマ 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘(要旨)、下段に指摘に対する措置(検討結果及び対応)を記載しています。

【報告書ページ】第3・5(7)イ (固定資産の減価償却の方法の注記)

固定資産台帳の資産別の耐用年数について集計した結果、決算報告書上注記されている年数と相違する固定資産が発見された。

財務諸表の注記は、財務諸表の理解に役立つ参考情報として表示されるもので、当然に固定資産台帳上の耐用年数をもって財務諸表の注記上の耐用年数とされるべきである。財務諸表作成時に注記事項の内容を確定させる際には、その時点の事実関係と一致しているかを確認し、必要に応じて内容の更新をする必要がある。

地方公営企業法施行規則第35条で規定されている重要な会計方針に係る事項に関する注記は、同規 則第37条において列挙されております。そのうち、固定資産の減価償却の方法の注記について、本市 の下水道事業会計では「主な耐用年数」を明記しています。

このことについて、「主な耐用年数」ではなく、固定資産台帳の内容を反映した耐用年数を明記すべきとの御指摘があったため検討を行ってまいりましたが、

- ① 「地方公営企業制度研究会 (2020) 『公営企業会計の経理の手引き (2)』一般財団法人 地方財務協会出版」では、重要な会計方針に係る事項に関する注記の記載方法が例示されているが、固定資産の減価償却の方法の例示において「主な耐用年数」と明記されていること。
- ② 「中小企業の会計に関する指針(平成17年8月1日 日本税理士会連合会ほか策定)」においても、固定資産の減価償却の方法の注記では「主な耐用年数」を記載することが考えられると明記されており、公営企業に限った取扱いではないこと。
- ③ 本市を除く政令指定都市 19 市及び東京都に対して、固定資産の減価償却の方法の注記における 耐用年数の明記方法について照会したところ、19 都市が本市と同様、「主な耐用年数」を明記していたこと。

から、本市の下水道事業会計では、現状の記載方法といたします。

なお、財務諸表の注記は、財務諸表の理解に役立つ参考情報であり、実態を反映したものである必要があるとの考え方は、注記のみならず決算書全体に該当するものであることから、御指摘を踏まえて今後ともより正確で明瞭な決算書となるよう努めていきたいと考えております。